

# 交野市集団健（検）診事業（がん検診・特定健康診査等）業務委託仕様書

## 1. 目的

交野市（以下、「発注者」という。）において、市民の健康の保持増進、疾病の早期発見・早期治療につなげるために、各がん検診及び特定健康診査、並びに各健（検）診（以下、「健（検）診」という。）を実施することを目的とする。

## 2. 委託業務

下記健（検）診は 交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）（以下、「ゆうゆうセンター」という。）での集団健（検）診を対象とした業務とする。

なお、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の一部については、別途発注者が指定する地域の集会所等にて業務を行う。

- ア) 胃がん検診
- イ) 胃リスク検診
- ウ) 肺がん検診・結核検診
- エ) 大腸がん検診
- オ) 乳がん検診
- カ) 子宮頸がん検診
- キ) 肝炎ウイルス検診
- ク) 前立腺がん検診
- ケ) 特定健診
- コ) 基本健康診査（ぴちぴち健診）（以下、「ぴちぴち健診」という。）
- サ) 風しん追加的対策業務

## 3. 法の遵守等

上記業務を実施するにあたり、「健康増進法」、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「予防接種法」等、関係法令を遵守すること。

## 4. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 5. 実施場所

ゆうゆうセンター及び市が指定する地域の集会所等

## 6. 実施時期・実施回数・概算人数

### 【実施時期】

毎年度、5月1日～3月31日の間に実施すること。

日程は発注者と協議の上決定する。

※ ゆうゆうセンター開館時間：8時00分～17時30分

※ 当日は、午前は12時30分、午後は17時30分までに撤収すること。

### 【実施回数】

年間44回程度（土日各1回含む）、半日を基本とする。ただし申込み状況により回数の増減が見込まれる場合は、別途協議の上、発注者の指示によるものとする。

上記の他に別途年間4回程度、市が指定する地域の集会所等において特定健診を実施する。

令和5年度ゆうゆうセンター健（検）診回数（例）

年 月	R5								R6		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回 数	4回	4回	3回	3回	5回	3回	5回	4回	4回	4回	5回
特定・びちびち 健診・がん検診	2回	2回	2回	2回	3回	2回	3回	2回	2回	2回	3回
がん検診のみ	2回	2回	1回	1回	2回	1回	2回	2回	2回	2回	2回
備 考		※土曜 1回含								※日曜 1回含	
地区健診 (特定のみ)						2回	1回	1回			

※ 特定健診・びちびち健診と各がん検診が同時に受診できる日程をできるだけ多く設定すること。

※ 各がん検診が同時に受診できる日程を設定すること。

※ 土曜日開催分は特定健診・びちびち健診と各がん検診が同時に受診できること。

※ 日曜日開催分については、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診が同時に受診できること。

### 【概算人数】

ア) 胃 が ん 検 診：約1,520人／年

イ) 胃 リ ス ク 検 診：約380人／年

ウ) 肺がん検診・結核検診：約2,100人／年

エ) 大 腸 が ん 検 診：約2,200人／年

オ) 乳 が ん 検 診：約1,110人／年

カ) 子 宮 頸 が ん 検 診：約1,200人／年

キ) 前 立 線 が ん 検 診：約680人／年

ク) 肝 炎 ウ イ ル ス 検 診：約390人／年

ケ) 特 定 健 診：約2,100人／年

コ) び ち び ち 健 診：約250人／年

サ) 風しん追加的対策業務：約50人／年

## 7. 対象者

- ア) 胃 がん 検 診 : 40 歳以上の市民
- イ) 胃 リ ス ク 検 診 : 胃がん検診を受診する者のうち希望する者  
※ただし、過去に胃リスク検診を受けたことがある者、ピロリ菌陽性者、除菌者は対象外
- ウ) 肺 がん 検 診 : 40 歳以上の市民  
結 核 検 診 : 検診当日に満 65 歳以上の市民
- エ) 大 腸 がん 検 診 : 40 歳以上の市民
- オ) 乳 がん 検 診 : 令和5年度及び7年度は和暦で奇数年生まれの40歳以上の女性市民  
※ただし、和暦で偶数年生まれの女性でも前年度受診歴がない者は対象  
令和6年度は和暦で偶数年生まれの40歳以上の女性市民  
※ただし、和暦で奇数年生まれの女性でも前年度受診歴がない者は対象
- カ) 子 宮 頸 がん 検 診 : 令和5年度及び7年度は和暦で奇数年生まれの20歳以上の女性市民  
※ただし、和暦で偶数年生まれの女性でも前年度受診歴がない者は対象  
令和6年度は和暦で偶数年生まれの20歳以上の女性市民  
※ただし、和暦で奇数年生まれの女性で前年度受診歴がない者は対象
- キ) 前 立 線 がん : 50 歳以上の男性市民
- ク) 肝 炎 ウ イ ル ス 検 診 : 40 歳以上の市民のうち過去に一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない者  
※ただし、肝疾患で治療中の場合は対象外
- ケ) 特 定 健 診 : 該当年度内に 40 歳から 74 歳になる人で、受診日において交野市国民健康保険被保険者である者
- コ) ぴ ち ぴ ち 健 診 : 16 歳以上 39 歳以下の市民※、40 歳以上医療保険未加入者  
※ただし、年度内に 40 歳になる方で医療保険加入者は対象外
- サ) 風しん追加的対策業務: 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民で抗体検査受検歴がなく、健(検)診当日に特定健診・もしくはぴちぴち健診を受診する者

## 8. 業務内容

### (1) 準備等

- 1) 健(検)診実施日の21日前までに発注者から指定の書式の名簿を電子データで受け取り、受診者情報が記載された予約票、問診票、領収書等(発注者が必要とする項目を含む)を作成する。

- 2) 健(検)診10日前までに受診者に予約票、問診票、案内文、検便容器、検尿容器等必要物品を送付する。郵送に係る経費や実施に伴う必要器具・物品については、委託料に含む。
- 3) 実施に伴う必要器具・物品及び準備にかかる設営(事前)、業務に携わるスタッフの確保、健(検)診当日の受付事務、会場整理、受診者案内、後片付け(医療廃棄物の処理を含む)等は受注者が責任をもって行うこと。本業務を受託するにあたり、責任者を定めることとする。なお、健(検)診業務履行に際して、責任者が配置できない場合は、代理責任者を定めて、健(検)診が安全・的確に実施できるよう統括すること。
- 4) 施設内の備品等を使用する必要がある場合には、事前に申し出ること。

## (2) 健(検)診当日の受付

- 1) 発注者から当日の受診者リストを受け取り、国民健康保険被保険者証、特定健診受診券などで本人であることや資格の確認を行い、対象外の人への健(検)診は行わないこと。対象外と判明した場合は受診できない理由を説明すること。
- 2) 健康手帳の発行を受けたことのない人若しくは紛失した人に対し、健康手帳(発注者が準備)を発行する。(なお、健康手帳には受診する健(検)診項目に日付印と「交野市」印を押印する。)
- 3) 特定健診関係(受診券回収及び受診券番号・被保険者証番号確認、再発行申請手続き)、各がん検診受付、大腸がん検診検体、検尿容器の回収及び検便再提出日、会場での検尿について案内をする。
- 4) 受診者に順路票を渡し、説明を行う。
- 5) 受診者から(資料1)に記載の自己負担金を徴収し、領収書を発行すること。
- 6) 風疹抗体検査受検者に対しては、問診票を回収し、クーポン券のシールを問診票に貼付する。残りのクーポンは本人に返却する。

## (3) 受診者への説明等

- 1) 健(検)診は発注者が受注者に委託して行うものであり、結果は発注者において把握することや個人情報取扱の取扱いなどについて、十分な説明を行うこと。
- 2) 健(検)診内容・注意事項の説明、受診者誘導を表示物などを用いて行うこと。

## (4) 健(検)診の実施内容等について

- ア) 胃がん検診(別紙1参照)
- イ) 胃リスク検診(別紙1参照)
- ウ) 肺がん検診・結核検診(別紙2参照)
- エ) 大腸がん検診(別紙3参照)
- オ) 乳がん検診(別紙4参照)
- カ) 子宮頸がん検診(別紙5参照)
- キ) 肝炎ウイルス検診(別紙6参照)
- ク) 前立線がん(別紙7参照)

- ケ) 特 定 健 診 (別紙 8 参照)
- コ) び ち び ち 健 診 (別紙 9 参照)
- サ) 風しん追加的対策業務 (別紙 10 参照)

#### (5) 受診終了者への説明等

- 1) 健（検）診がすべて終了していることを確認し、結果は受診者に郵送により通知することを説明すること。
- 2) 発注者が啓発する指導パンフレット、チラシ等（受注者が準備する）を配付すること。
- 3) 健（検）診の結果、特定保健指導の対象や生活習慣病リスクが高い場合（発注者の基準に準ずる）は、市の保健事業等への参加が促進されるよう協力すること。
- 4) 健（検）診の継続受診や要精検の場合には精密検査を受診することが重要であることを説明すること。ただし、症状がある場合は市の健（検）診ではなく、速やかに専門機関への受診勧奨を行うこと。

#### (6) 健（検）診終了後の事務処理

- 1) 健（検）診の受診者数や出務医師名等を健（検）診日報にまとめ提出すること。また当日受診者リストを作成し、電子媒体で提出すること。
- 2) がん検診の受診者から徴収した自己負担金は、受注者の収入とし持ち帰ること。  
特定健診の受診者から徴収した自己負担金は、指定の様式に人数等を記載し発注者に渡すこと。
- 3) 検便提出リストを作成し、再提出日を明記の上、発注者に提出すること。

### 9. 健（検）診の実施体制及び苦情・事故等の対応

健（検）診場所には責任者を配置し、受診者の安全管理の徹底、混雑や緊急時に対応できる体制（業務時間の延長などによる対応など）を確保すること。また受診者からの苦情及び事故の防止努めること。苦情及び事故が発生した場合は、受注者が誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告するとともに内容や経緯、再発防止策等を記載した報告書を提出すること。

採血時のトラブル（痛み・腫れ等）、胃バリウムの誤嚥ケースについては、健（検）診終了後に受診者からの問い合わせがあることを想定し、受注者が対応（相談、説明等）できる体制を整えること。

### 10. 健（検）診結果について

- (1) 至急で医療機関の受診が必要な場合など、郵送による結果通知より早く結果を知らせる必要がある場合は、発注者へ連絡すること。
- (2) 結果通知書や精密検査に関する文書、特定健診保健指導対象者への案内、啓発チラシ等については、受注者から直接、健（検）診実施後 28 日以内に受診者に郵送すること。
- (3) 特定健診・びちびち健診の結果通知書には基本項目、詳細項目、市追加項目を含んで作成すること。なお異常値の程度及び異常値が示す内容等を受診者に分かりやすく

記載すること。

- (4) 風しん追加的対策業務の抗体検査結果については、受注者から直接、健（検）診実施後 28 日以内に受診者に郵送すること。

### 1.1. 各種帳票等提出

健（検）診実施担当、結果集計担当など各部門の責任者が帳票が適正であるか必ず確認の上、健（検）診実施後 20 日以内に提出すること。

- (1) 発注者（健康増進課）に対して下記の帳票を提出すること
- ・各がん検診の受診日別に受診結果、要精密検査の要否などが記載された一覧
  - ・各がん検診の受診日別個人別受診結果
  - ・各がん検診等の受診日別要精密検査者一覧
  - ・各がん検診要精密検査者（胃がん・肺がん・結核・乳がん）の個人別、項目別画像データ（CD-R 等）
  - ・ぴちぴち健診の受診日別に受診結果、保健指導階層化などが記載された一覧
  - ・ぴちぴち健診の受診日別個人別受診結果
  - ・風しん追加的対策業務の抗体検査結果については国保連合会と調整すること
- (2) 発注者（医療保険課）に対して、特定健康診査の帳票を提出すること
- ・特定健診の集計表（基本項目・詳細項目・市追加項目受診数日別集計）を各 1 部
  - ・特定健診の受診日別個人別結果 1 部
  - ・特定健診の集計表結果通知書（階層化含む）の控え（健診後 21 日以内）
  - ・特定健診結果より HbA1c6.5 以上、糖尿病非服薬者一覧（健診後 21 日以内）
  - ・心電図検査希望者、医師の判断にて心電図検査を実施した人数

### 1.2. 健（検）診データの作成・提出

各がん検診については地域保健・健康増進事業報告に記載できる内容に基づき電子データを作成し、電子データ（CSV データ）を収録した磁気媒体を発注者（健康増進課）に提出すること。また、データの作成にあたっては、発注者が業務委託するシステム業者と調整のうえ、本市健康管理システムの仕様に沿った形式で作成すること。なお、提出前に必ずコンピューターウイルスの検索を行い、ウイルス感染していないことを確認すること。また、提出は当月分を翌月末日までとする。

特定健診については、厚生労働省の定める電子的標準様式（XML 標準形式データファイル仕様）に基づく電子データで作成し、市が委託する国保連合会へ速やかに送付すること。本市国民健康保険被保険者の個人情報保護を順守し、厳格な管理を行うこと。

### 1.3. 記録の保存

- (1) 問診記録・健（検）診結果、各がんエックス線画像、標本（子宮頸がん）は、健（検）診実施年度の翌年度から 5 年間保存し、その後適切な方法で破棄すること。
- (2) 保存期間中に発注者より依頼があった場合には、記録を提出できるよう管理すること。

#### 14. 受注者の負担の範囲(委託料に含むもの)

- (1) 業務に必要な消耗品、印刷費、交通費、その他の費用は、特別な記載がある場合を除き受注者の負担とする。
- (2) 業務（診察・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査・眼底検査、がん検診等）に必要な資機材、器具は受注者が準備し負担とする。
- (3) 健診案内及び結果の郵送に係る経費については受注者の負担とする。
- (4) 特定健康診査階層化については、受注者の負担とする。
- (5) 特定健康診査結果は3年分の経年結果を記載し、過去の結果（3年分）においては、発注者の独自システムより抽出した電子データを受注者が取り込み行い結果に反映させるデータの移行経費については、受注者の負担とする。
- (6) 記録提出の紙媒体及び電子媒体の提出に係る費用は受注者の負担とする。

#### 15. 委託料の請求・支払い

- (1) 委託料は、健（検）診の契約単価（消費税込み、円未満切り捨て）にそれぞれの出来高（受診件数）を乗じた額から自己負担金を差し引いた額とし、事業終了後に健（健）診ごと次に定める方法により請求すること。ただし特定健診については、自己負担額に関わらず、請求すること。なお、関係法令の改正等で委託料の変更が必要な場合は、協議するものとする。
  - 1) 委託料の金額は、契約金額を上限とする。発注者が医師等の派遣等を依頼した場合や休日健診を行った場合は、当該派遣等要した費用を加算する。  
受注者は業務が終了した都度、実施した業務の結果をとりまとめ、前項の委託料を請求する。
  - 2) 各がん検診、ぴちぴち健診については契約金額（請求額）を、発注者（健康増進課）に翌月月末までに請求すること。
  - 3) 特定健診については契約金額（請求額）を、毎月の業務完了分を翌月5日を基本として、市が委託する大阪府国民健康保健団体連合会に請求すること。
  - 4) 大阪府国民健康保険団体連合会以外の請求に関しては、業務終了後30日以内に発注者（医療保険課）に請求すること。
  - 5) 風しん追加的対策の抗体検査については、大阪府国民健康保健団体連合会に直接請求すること。
- (2) 発注者は請求書を受理してから、その内容を点検し、適当と認めた時は30日以内に受注者に当該金額を支払うものとする。

#### 16. 業務の実施に関する打合せ等

- (1) 令和5年度の健診開催日程については、令和5年3月1日選定結果通知後、発注者と協議の上、7日以内に速やかに報告を行うこと。令和6年度及び令和7年度の健診開催日程については、前年度1月下旬までに報告を行うこと。
- (2) 精度管理と業務を円滑に遂行するため、実施に関わる検討会や連絡会等に参加するとともに、本仕様書並びに契約書等に定めのない事項については発注者と協議し、業務

完遂をめざし、積極的に協力すること。

#### 17. 再委託等

- (1) 受注者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受注者が業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、事前にその内容及び委託先の名称、その他発注者が必要と求める事項を書面により報告のうえ、発注者の承認を得ること。
- (3) 再委託に生じる全ての責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 再々委託は認めない。

#### 18. 第三者に及ぼした損害

- (1) 業務の遂行に伴い、通常避けることのできない理由により第三者に及ぼした損害を補償しなければならないときは、発注者と受注者で協議してその負担額を定めるものとする。ただし、当該損害を防止するために必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者の負担とする。
- (2) 上記(1)に定めるもののほか、業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- (3) その他業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方が協力して処理解決に当たるものとする。
- (4) 受注者は、上記に基づく損害が生じたときは、その事実の発生後、遅滞なくその状況について書面をもって発注者に通知することとする。

#### 19. その他

- (1) 健（検）診受診者への配付物については、事前に内容等を発注者と協議すること。
- (2) 受診者のプライバシーに配慮し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。



## 別記

### 個人情報取扱特記事項

交野市（以下「甲」という）、受託者（以下「乙」という）

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、甲からの情報提供もしくは本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5条 乙は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 受診者から徴収する費用（自己負担金）に関する表

単位：円

種 別	自己負担金
胃がん検診	500 ※1
胃リスク検診	500 ※1
肺がん検診	500 ※1
大腸がん検診	500 ※1
乳がん検診	500 ※1
子宮頸がん検診	500 ※1
肝炎ウイルス検診	500 ※1
前立腺がん検診	500 ※1
結核検診	0
特定健康診査	0 ※2
ぴちぴち健診	500※1

※1. 生活保護世帯、市・府民税非課税世帯に属する者、交野市国民健康保険加入者は、無料とする。

※2. 心電図検査を希望する者については、500 円を徴収する。ただし、健診当日に医師が心電図検査を必要と判断した者については、500 円を徴収しない。